

# 協定書

キルギス共和国

2021年 5月 24日

キルギス共和国の法律に従って設立され運営されている法人であるカラ・バルタ医科大学、法的住所：キルギス共和国、カラ・バルタ市、コジョムベルディエワ通り 115 以下「甲」と呼び、一方では憲章に基づいて行動する学長 リスクルベク ウール ヌルディンによって代表され、株式会社「沖縄リレーションシップ」、法的住所：日本、沖縄県那覇市、おもろまち 2-5-37、パルマビル 9 階、以下「乙」と呼び、取締役 新垣 裕二が代表し、憲章に基づいて行動し、一方、総称して「甲及び乙」と呼ぶ。下記の本協定書を締結する。

## 協定書の対象

1.1 本協定の主題は、平等、パートナーシップ、語学研修、就労研修の分野における長期的かつ建設的な関係の発展につながる条件の創出に注力することによる相互に有益な協力の発展に基づく甲及び乙の協力である。日本での卒業生の雇用、およびこの目的のために、彼らは本協定の期間中に以下の主要分野で実施する。

(1) 日本における卒業生の雇用を促進するための活動を改善するための協力を確立する。

(2) 日本で卒業生を雇用するための条件を整えるために、日本語の学習と教育を組織するための協力。

(3) 医学教育の発展に貢献し、日本での卒業生の雇用の可能性の条件を作り出す共同プログラムおよびプロジェクトへの参加。

1.2 協定の署名者は、本協定に含まれていない他の種類の協力の実施を排除するものではない。

1.3 甲及び乙は、本協定 2.1 項に従って、協力の条件を作成し、専門家との協議、情報の交換、立場の調整を行い、協力分野における共通の解決策を開発するための相互作用の発展に関心を表明する。

## 2. 協力の主な方向性と形態

2.1 甲及び乙はお互いを戦略的パートナーと見なし、以下の分野で協力を発展させることの重要性を認識している。

(1) 日本での就職を目的として、卒業生に日本語を教えることを目的とした活

動を実施するために、資料および技術的基盤の提供を含む必要条件の作成。

- (2) 乙の専門家との卒業生の定期的な会議。
- (3) 卒業生の専門的なオリエンテーションと日本での就職の可能性を目的とした、双方に合意したイベントや共同行動の開催への参加。
- (4) 日本語の学習と教育を組織する上での協力を深める。

### 3. 甲及び乙の権利と義務

3. 1 甲は以下の義務を引き受ける：

- 3. 1. 1 本協定によって規制される問題の実施に関する協力を調整する。
- 3. 1. 2 計画された活動に参加し、日本語を勉強するために学生のグループ（卒業生）を形成する。
- 3. 1. 3 必要に応じて、双方の合意により、日本語を勉強するために、甲の領域でクラスを実施するための教室を組織する。
- 3. 1. 4 双方の合意により、共同イベントを開催するために必要な条件を作成します。施設（教室、会議室など）を提供する。
- 3. 1. 5 乙の要請に応じて、学生（卒業生）を乙の代表者との会議に参加させ、日本での雇用に関するトレーニングセミナー、円卓会議、トレーニングなどに参加させる。
- 3. 1. 6 協力の実施に必要なその他の義務。

3. 2 甲の権利-1：

- 3. 2. 1 情報の提供と協力の組織化の問題について協力する。

3. 2. 2 協力の実施に必要なその他の権利。

3. 3 乙は以下の義務を引き受ける：

- 3. 3. 1 日本での就職を目指して、甲の学生（卒業生）を対象とした有料日本語コースを実施する。
- 3. 3. 2 学生（卒業生）による日本語クラスへの出席スケジュールの遵守を確実に管理し、その変更について学生（卒業生）に適時に通知する。
- 3. 3. 3 甲との双方合意とその支援により、日本での就職の可能性に関する情報を提供するために、学生（卒業生）と個人またはグループでの支援（会議、面談、相談等）を行う。
- 3. 3. 4 乙が提供するサービスの分野で卒業生にコンサルティング支援を提供する。
- 3. 3. 5 日本での学生（卒業生）の雇用を促進するために必要な情報を提供する。
- 3. 3. 6 N4 以上の日本語の知識を確認する証明書と専門教育に関する文書を受け取った後、日本での就職が可能な求人情報について学生（卒業生）に知らせる。

3. 3. 7 学生（卒業生）が正式に日本への就職を希望する場合は、乙は日本へ送出機関を学生（卒業生）に紹介する。

3. 3. 8 協力の実施に必要なその他の義務。

3. 4 乙の権利：

3. 4. 1 甲に、本協定を実施するために必要な措置を講じることを要求する。

3. 4. 2 協力の実施に必要なその他の権利

#### 4. 日本での3ヶ月の就労体験中の乙の費用

4. 1 往復旅費（航空券）

4. 2 住宅費

4. 3 旅費（日本国内）

4. 4 傷害保険料

4. 5 「研修生」が死亡した場合、「乙」は、故人の遺体を故郷に埋葬するために返還することに関連するすべての費用を負担するものとする。

4. 6 講習費用：日本語、日本生活（ルール）、日本文化

4. 7 生活費（月3万円）

#### 5. 甲及び乙の保証

5. 1 甲及び乙は、本協定を締結および履行するために必要なすべての権限を有する。これは法的義務を構成し、適用される法律、決定、命令、許可、またはその他の契約、それらを拘束する契約に違反することを甲及び乙に強制するものではない。

5. 2 甲及び乙、研修生に関連する雇用主が強制的な労働、性別、人種、言語、障害、民族、宗教、年齢、教育、出身、政治およびその他の状況の差別を防ぐためにすべての法的措置を講じることを保証する。

#### 6. 守秘義務

6. 1 本協定の締結の事実は、甲及び乙によって機密情報と見なされる。甲及び乙は、本協定の条件、および本協定に基づいて甲及び乙が口頭または書面で作成または受信したすべてのメッセージ、文書、または情報が企業秘密（機密）と見なされることを理解している。

6. 2 法執行機関またはその他の認可された州の機関および当局の法的要請に応

じて、キルギス共和国および日本の適用法で規定された方法で機密情報を提供することは、守秘義務違反ではない。

## 7. 不可抗力の状況

7.1 不可抗力の状況の結果である場合、これらの状況が本協定の履行に直接影響を及ぼした場合、甲及び乙は、本協定に基づく義務の部分的または完全な不履行に対する責任を免除される。

7.2 不可抗力の状況には、以下が含まれますが、これらに限定されません：戦争、軍事クーデターまたはその他の軍事紛争、暴動；市民の不安または大規模な暴動；ストライキ；エピデミック、パンデミック、厳しい気象条件；自然災害（地震、火災など）、政府または州または党の州の地方自治体の決定および命令。

7.3 不可抗力の事情により、いずれの当事者も本協定に基づく義務を履行することが不可能な場合、本当事者による義務の履行期間は、かかる状況が有効であった期間に比例して延期される。

7.4 本協定に基づく義務を履行することができなくなった当事者は、不可抗力の状況の性質、開始および終了について、当該の日付から 2 週間以内に、直ちに相手方当事者に通知する義務があります。事件では、不可抗力の状況の存在について相手方に通知を送信し、不可抗力の状況が終了するとすぐに協定上の義務の履行が継続されることを通知する。

7.5 不可抗力の状況が 2 か月を超えて存続する場合、甲及び乙は、その後の行動について双方合意に達するために会議を開催する必要がある。

## 8. 甲及び乙の責任

8.1 甲及び乙は、キルギス共和国と日本の現在の法律に従って、適用法によって確立された義務の不適切な履行に対して双方に責任を負う。

## 9. 紛争の解決

9.1 本協定の違反、終了、解約、または無効に関連するものを含め、本協定から生じる紛争は、キルギス共和国または日本の裁判所で検討されるものとする。

## 10. 適用法

10.1 本協定、その付録、および本協定の規定によって規制されていない問題に関しては、キルギス共和国および日本の現行法の規範が適用される。

## 11. 協定の期間および終了

- 11.1 本協定は、甲及び乙が署名した瞬間から発効し、1年間締結され、いずれかの側からの参加の終了に関する書面による通知がない場合（少なくとも2ヶ月前）、その有効期間は翌年ごとに自動的に延長される。
- 11.2 本協定は、甲及び乙の書面による合意により早期に終了する場合がある。
- 11.3 本協定に基づく義務の履行を一方的に拒否することは、意図された終了の2ヶ月前に終了の通知が送信されることを条件として許可される。

## 12. ビジネスおよびその他の文通

- 12.1 本協定の条項を適切に実行または解釈するために、本協定に基づくすべてのビジネス文通は書面で作成され、権限のある代表者によって署名されるものとする。送信は、宅配便または書留郵便、または電子メールの形式で行われます。手紙は、受け取った日に配達されたと見なされる。
- 12.2 その他の文通および通知は、郵便、電報、ファックス、電話、または電子メールで行うことができる。

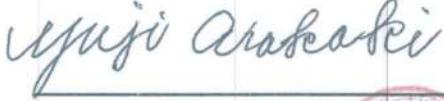
## 13. 協定の言語

- 13.1 本協定は、ロシア語と日本語の2部で作成され、同じ法的効力を持ち、各当事者によって保持される。

## 14. 最終規定

- 14.1 本協定によって規制されていないすべてにおいて、甲及び乙はキルギス共和国および日本の法律によって導かれる。
- 14.2 本協定に定められた問題に関する甲及び乙の間すべての合意、交渉、および文通は、本協定に署名した時点から無効になる。
- 14.3 本協定に基づく義務は、相手方の書面による同意なしに第三者に譲渡することはできない。

## 15. 甲及び乙の法的住所、詳細、および署名

| 甲   | 乙  |
|---|--|
| 施設：カラ・バルタ医科大学<br>キルギス共和国、カラ・バルタ市、コジョムベルディエワ通り 115<br>電話番号：+996 03133-4-72-10<br>納税者番号：00101199310418<br>法人番号：02057607 | 株式会社 沖縄リレーションシップ<br>日本、沖縄県那覇市おもろまち 2-5-37 パルマビル 9 階<br>電話番号：+81 098-860-7196<br>納税者番号：6360001011236<br>法人番号：360001011236 |
| 学長<br><br>リスクルベク ウール ヌルディン          | 取締役<br>                              |
|   | 新垣 裕二<br>                            |